

2023年1月5日

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

愛知県豊明市栄町南館3番の16
ホシザキ株式会社
代表取締役社長 小林靖浩

東京都品川区西品川一丁目1番1号
ホシザキ販売株式会社
代表取締役社長 小林靖浩

ホシザキ株式会社(以下「分割会社」という。)は、2022年10月14日付の新設分割計画書及び同年12月16日付の新設分割計画変更書に基づき、2023年1月5日を効力発生日として、ホシザキ販売株式会社(以下「新設会社」という。)を新たに設立し、分割会社の販売会社の経営管理を主な業務とする統括事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割(以下「本件分割」という。)を行いました。本件分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づき、下記のとおり開示します。

記

1. 本件分割が効力を生じた日
2023年1月5日

2. 分割会社における法定手続の経過

(1) 新設分割の差止請求

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施していません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施していません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件分割において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、同条の規定による手続は実施していません。

(4) 債権者保護手続

本件分割において、分割会社から新設会社に対する債務の承継は、重疊的債務引受(併存的債務引受)の方法によっており、分割会社は新設会社に承継される債務の全てについて引き続き新設会社と連帯して債務を負担します。そのため、会社法第 810 条第1項第 2 号に定める債権者(本件分割後に分割会社に対して債務の履行を請求することができない分割会社の債権者)が存在しないことから、同条に定める債権者保護手続は実施していません。

3. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、2023 年 1 月 5 日をもって、分割会社から、新設分割計画書及び新設分割計画変更書に記載された分割会社の販売会社の経営管理を主な業務とする統括事業に関して有する権利義務を承継しました。新設会社が分割会社から承継した資産の額は、5,264 百万円(概算)であり、承継した負債の額は、48 百万円(概算)です。

4. 本件分割に関するその他重要な事項

会社法施行規則第 209 条第 5 号に該当する事項はありません。

以 上